

「つや姫」生産者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「つや姫」を品質・食味・安全の三位一体の栽培法を重視した高級感のある、おいしい米として生産・流通させるとともに、生産者を一定の要件に基づき認定のうえ、品質の管理を徹底するため、生産者認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査機関の設置)

第2条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長（以下、「本部長」という。）は、生産者認定の審査等を行う機関として、「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」生産組織登録に係る委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会設置要領は別に定める。

(認定の対象者)

第3条 認定の対象となる生産者は、山形県内で「つや姫」の栽培を希望する農業者、法人及び生産者集団とする。

2 生産者集団とは、規約等を有し、栽培方法や使用する資材等を統一して栽培を実践する生産者組織をいう。

(認定要件)

第4条 稲作の改善、土づくりや品質向上に熱心に取り組む高い技術力を有する生産者を認定するため、認定要件を下記のとおりとする。

(1) 基本要件

- ①栽培適地内に水田を有すること。
- ②栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- ③種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- ④収穫物は自家消費を除き、全量出荷（販売）すること。
- ⑤「つや姫」出荷基準基本方針（玄米粗タンパク質含有率水準 6.4%以下（水分 15%換算）等）に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- ⑥つや姫ブランド化推進にかかる各種制度の運用（書類の提出含む）、「つや姫」ブランド化の推進に協力すること。また、これまでも協力していること。

(2) 面積要件

- ①稲作を経営の柱とし、生産者の水田経営面積が 3 ha 以上または市町村平均の 2 倍以上であること。
- ②「つや姫」の最低作付面積が概ね 60 a 以上であること。ただし、有機栽培の場合は、「つや姫」の最低作付面積が概ね 20 a 以上であること。

(3) 栽培要件

安全性をアピールできる次のいずれかの栽培を行い、第三者機関からの認証を受けるものであること。

- ①有機栽培
- ②特別栽培

(4) 販売要件

集荷団体へのお荷等具体的な販売（出荷）計画を有していること。

(5) その他

認定に当たっては、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力している者を基本とする。

(認定の申請)

第5条 本部長は、「つや姫」を栽培しようとする生産者を一定の期間を設けて申請を募るものとする。

2 認定を受けようとする生産者は、別に定める「つや姫」生産者認定申請書（様式第1号）を用い本部長に申請するものとする。

(認定の審査)

第6条 本部長は、前条の申請があった場合は、認定要件に関する審査（以下「認定審査」という。）を委員会に付託するものとする。

2 委員会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところに基づき認定審査を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

3 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認定)

第7条 本部長は、認定審査において、認定要件に適合すると認められたときは、申請のあった生産者を当該年度の面積の範囲内で認定し、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定審査結果通知書（様式第2号）で通知するとともに、「つや姫」生産者認定証（様式第3号）を交付するものとする。なお、生産者集団に対しては、認定証を構成員ごとに交付する。

2 本部長は、認定審査において、認定要件に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して「つや姫」生産者認定審査結果通知書（様式第2号）を用いその理由を付して通知するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「つや姫」生産者認定内容等変更届出書（様式第4号）を本部長に届け出なければならない。

(1) 申請書類に記載した内容に変更が生じたとき。

(2) 「つや姫」の生産又は販売を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき。

2 本部長は、前項の届出について、その内容が認定要件に適合しない等認定を継続することが不相当と認めるときは、委員会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

3 前項の規定に基づき認定を取り消された生産者は、前条第1項の規定に基づき交付を受けた「つや姫」生産者認定証を速やかに本部長に返還しなければならない。

(販売計画及び実績報告)

第9条 「つや姫」の販売計画書を様式第5号に定める。

2 認定を受けた者は、認定を受けた当該年産「つや姫」の出荷に係る実績について、当該年10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「つや姫」販売実績書（様式第6号）を用い本部長に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第10条 本部長は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、認定を受けた生産者に対して「つや姫」に係る報告等を求めることができる。

(認定の取消)

第11条 本部長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請で認定を受けたとき。
- (2) 第9条の規定による報告を行わなかったとき。
- (3) 前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき。
- (4) その他制度の運用又は「つや姫」のブランド化の推進に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

(認定を受けた者の責務)

第12条 認定を受けた者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定生産者は、栽培適地内の水田に作付けし、「つや姫」栽培マニュアル及び別に定める品質・食味・栽培基準等を遵守し、「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分け出荷すること。
 - (2) 種子配布を受けた後に再譲渡及び自家採種を行わないこと。
 - (3) 自家消費等を除き、全量出荷（販売）すること。
 - (4) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことで、「つや姫」の認知度向上と普及に努めること。
 - (5) 「つや姫」の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
 - (6) 「つや姫」の計画的な生産、販売及び品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 2 「つや姫」の生産、流通及び販売等において、当該生産物に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該認定を受けた者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認定を受けた者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、「つや姫」事故等報告書（様式第7号）を用い、早急に本部長あて報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

「つや姫」生産者認定申請書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

申請者

住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人又は生産者団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名) 印

電話番号・FAX番号

このことについて、下記のとおり認定申請します。
なお、別記基本要件を遵守することを申し添えます。
また、県農業再生協議会及び地域再生協議会が提示する「生産の目安」への協力については、各農業再生協議会に照会し確認することを了承します。

記

No.	市町村名	集落名	住所	氏名	電話番号・FAX番号	「つや姫」作付申請面積(a)	水田経営面積(a)	栽培方法	販売計画の有無	県及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」への協力	書類提出の有無	認定状況	
												令和2年度	令和元年度
1													
2													
3													

- 注) 1 「つや姫」作付け予定ほ場の地番及び面積については「様式第8号」を添付する。
2 水田経営面積は、水稻のほか転作作物等の作付けを含む面積であり、最新の水田台帳面積を記入する。
3 栽培方法は、有機栽培を1、特別栽培を2と記入する。有機栽培・特別栽培どちらも場合は1と記入し、それぞれの面積を申請面積欄に記入する。
4 販売計画の有無は、販売計画がある場合○印を付け、販売計画書(様式第5号)を添付する。
5 県及び地域再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力している者は○印を付ける。
6 書類提出の有無は、提出が必要な書類をすべて提出している場合は○印を付ける。
7 認定状況の欄は、該当年度に「つや姫」の生産者認定を受けた者は○印を付ける。

種子購入予定先

別記 【基本要件】

- 栽培適地内の水田において栽培すること。
- 栽培マニュアル及び品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- 種子の再譲渡と自家採種を行わないこと。
- 収穫物は自家消費を除き、全量出荷(販売)すること。
- 「つや姫」出荷基準基本方針に基づき自主仕分けに取り組むこと。
- つや姫ブランド化推進にかかる各種制度の運用(書類の提出を含む)、「つや姫」ブランド化の推進に協力すること。また、これまでも協力していること。

つや姫生産者 認定証

住所 (法人の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職名・氏名)

あなたを、令和〇年産つや姫生産者として認定します。

令和 年 月 日

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 印

「つや姫」生産者認定内容等変更届出書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

申請者 (認定番号 第 号)

住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名) 印

電話番号

このことについて、下記のとおり認定内容等変更を届けます。

なお、別記基本要件を遵守することを申し添えます。

また、県農業再生協議会及び地域再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産への協力については、各農業再生協議会に照会し確認することを了承します。

記

1 変更を行う認定生産者名及び認定番号

2 変更を行う項目及び内容

(1) 項目名

(2) 内 容

<変更前>

<変更後>

3 変更理由

「つや姫」販売計画書

申請者

住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人又は生産者団体の場合は、名称及び代表者の職名・氏名) 印

このことについて、「つや姫」販売計画書は下記のとおりです。

記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	数量 (単位に○)
		トッ・kg・30kg 袋
		トッ・kg・30kg 袋
		トッ・kg・30kg 袋
		トッ・kg・30kg 袋
		トッ・kg・30kg 袋
2 販売期間		
3 販売価格の考え方		
4 PR対策		
5 品質確保対策		
6 その他		

注) 5の品質確保対策は、目標とする品質・食味基準を確保する対策及び出荷基準基本方針に基づく自主仕分けの取組みについて記入する

「つや姫」販売実績書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

認定者 (認定番号 第 号)

住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名) 印

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 販売先、販売数量 及び販売価格 (販売開始～令和 3年2月末までの 状況)	販売先	数量 (単位に○)	税抜き価格 (単位に○)
		トシ・kg・30kg 袋	／1kg・30kg 袋
		トシ・kg・30kg 袋	／1kg・30kg 袋
		トシ・kg・30kg 袋	／1kg・30kg 袋
		トシ・kg・30kg 袋	／1kg・30kg 袋
		トシ・kg・30kg 袋	／1kg・30kg 袋
2 販売期間 (販売開始～販売 終了予定)			
3 PR対策			
4 品質確保対策			
5 その他			

「つや姫」事故等報告書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部長 殿
(市町村及び委員会地域部会経由)

報告者
住所 (法人又は生産者団体の場合は、主たる事業所の所在地)
氏名 (法人又は生産者集団の場合は、名称及び代表者の職名・氏名) 印
(認定番号 第 号)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 販売先、販売数量 及び販売価格	
2 販売期間	
3 事故内容	
4 対応状況	
5 対応結果	
6 その他	

